

平成 28 年 11 月 16 日  
練 馬 区

## 練馬区オープンデータの推進に関する指針

本指針は、国のオープンデータの動向を踏まえつつ、練馬区（以下「区」という。）がオープンデータを推進する際の基本的な考え方および取組の方向性を示すものである。

### 1 本指針におけるオープンデータの定義

本指針におけるオープンデータとは、区の保有する公共データを、区民および法人その他の団体（以下「区民等」という。）が活用しやすいように、機械判読性<sup>\*1</sup>が高いデータ形式により、かつ二次利用可能なルールの下で公開すること、およびそのように公開されたデータをいう。

### 2 区がオープンデータを推進する意義

#### (1) 行政の透明性・信頼性の向上

公共データをオープンデータとして提供することにより、行政の透明性と信頼性を一層高めることができる。

#### (2) 区民参加・協働の推進

区民等と公共データを共有することで、区政における区民参加と協働の機会が広がり、地域における新たな課題の発見と、解決のための取組が促進される。

#### (3) 区民生活の向上

公共データを二次利用可能な形で提供することで、民間における新たなサービスの創出など、区民生活の向上に向けた取組の活性化が期待される。

### 3 オープンデータ推進のための基本原則

(1) 公共データを積極的にオープンデータとして公開する。

(2) 利用目的の営利、非営利を問わず活用を促進する。

(3) オープンデータ推進にかかるコストに配慮し、可能な範囲から効果的かつ効率的に取組を進める。

### 4 推進体制

オープンデータは、IT推進本部のもとに全庁的な体制により推進する。また、全庁的な理解と普及に向け、職員に対する研修等を実施する。

## 5 オープンデータ化の対象とするデータの範囲

原則として、区が保有する公共データのうち、区ホームページに掲載し公開・公表しているデータをオープンデータ化の対象とする。ただし、個人情報等、法令または条例等による制約があるものおよび具体的かつ合理的な理由により二次利用が認められない情報は、オープンデータ化の対象外とする。

## 6 二次利用の促進と機械判読性の向上

### (1) 公開した公共データの二次利用の原則

ア 公共データの二次利用については、原則としてクリエイティブ・コモンズ・ライセンス<sup>※2</sup>を使用し、どのような条件で利用を認めるかを表示する。

イ 著作権法の範囲内で、可能な限り二次利用を認めるクリエイティブ・コモンズ・ライセンスにおける「CC BY<sup>※3</sup>」を用いることを基本とし、著作権および個別法の規定以外の理由により利用を制限する場合には、その理由を併せて表示することとする。

ウ 著作物とならない公共データについては、著作権の保護対象外であり二次利用の制限はないことを表示する。

### (2) 機械判読性が高いデータの公開

オープンデータ化する公共データについては、それをコンピュータで機械的に読み取り、処理して再利用することを考慮し、機械判読性が高いデータの構造とすることを基本とする。

### (3) 二次利用のために必要な情報および免責事項の表示

ア 公共データの時点や作成日、作成方法など二次利用のために必要な情報を可能な限り提供し、注意事項および前提となる条件などを表示する。

イ 公開されたデータを使用したことにより、データを利用した当該者または二次利用した結果を利用した第三者に損害が生じた場合、区はその責を負わない旨を表示する。

## 7 オープンデータの維持管理

オープンデータは、適時適切な管理を行う。迅速な公開および鮮度の維持が重要なデータについては、可能な限り速やかに公開・更新する。

## 8 活用推進のための取組の方向性

### (1) 区民等との連携

区は、区民等のオープンデータに関するニーズの把握に努めるとともに、区民等からの活用の提案、および区民等による活用促進の取組については、その趣旨および内容を検討した上で、積極的に連携・協力する。

### (2) 区民等による活用事例の紹介

区は、区民等が区のオープンデータを活用し、新サービス等を創出したことを

把握したときは、当該サービス等がオープンデータ推進の意義に沿うものかどうか等を判断した上で、当該創出した者と協議の上、区ホームページ等において紹介する。

## 9 本指針の見直し

本指針は、今後の国における検討および技術の進展等を踏まえ、随時、必要な見直しを行う。

### ※1 機械判読性

コンピュータが、特定のアプリケーションに依存せず、データの論理的な構造を識別（判読）でき、データ内の値（表の中に入っている数値、テキスト等）が処理できること。

### ※2 クリエイティブ・コモンズ・ライセンス

著作物の再利用についての条件等に関する意思表示を手軽に行えるようにするため、国際的に利用されている。利用に関して、著作権者が「著作権者の表示をする」または「非営利に限定する」など様々なレベルの条件を選択して表示する。

### ※3 CC BY

クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの表記の一つ。原作者のクレジット（氏名、作品タイトル、URL）を表示すれば、利用者が営利目的を含めて自由にデータを改変、複製、再配布することができる。